



令和4年度
交通災害共済

県内16市町（福井市除く）が行っています。
共済へ加入した方が、万一交通事故にあった際に見舞金を支払う制度です。

¥ **ワンコイン**で身近な安心を!!

わずかな負担で **共済掛金**

年額 **500**円

身近な安心を **災害見舞金**

2万円~ **100**万円

加入申込や見舞金請求手続きなどは**市役所・町役場の窓口**でおたずねください。

加入申込みや見舞金請求手続きなどは
市役所・町役場の窓口でおたずねください。

交通災害共済は、県内16市町(福井市除く)が行っています。
共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支払う公的制度です。

共済のあらまし

いざという時、
あなたを守る
交通災害共済です。
令和4年度の
加入手続きは、
もうお済みですか？

共済
期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※中途加入の場合は、
掛金納入の翌日から

共済
掛金

1人年額 500円 ※加入は
1人1口

請求
期間

災害を受けた日から 2年以内

加入資格

- 加入資格は、加入申込み時に住民登録がある人です。申込み終了後、共済期間が始まる前(3月31日まで)や共済期間(4月1日から3月31日まで)の途中で住所を移した場合(国外を除く)でも、加入者として取り扱います。

対象となる交通事故

- 日本国内で次の交通機関の運行に伴う接触、衝突、転落、その他の事故による人の死傷
 - ①自動車、原動機付自転車、自転車、路面電車など
 - ②電車、旅客船、旅客機など
 - ③身体障害者用の車いす(道路上で使用中の事故)



災害見舞金

1等級	死亡	100万円
2-1等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第1に掲げる介護を要する後遺障害および別表第2の等級区分第1級の各号に掲げる後遺障害に該当するもの	100万円
2-2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第2の等級区分第2級から第4級までの各号に掲げる後遺障害に該当するもの	80万円
3等級	1年以上の治療を要する傷害で、入院60日を含む実治療日数180日以上のもの	30万円
4等級	6月以上の治療を要する傷害で、入院30日を含む実治療日数90日以上のもの	15万円
5等級	3月以上の治療を要する傷害で、入院7日を含む実治療日数45日以上のもの	8万円
6等級	2月以上の治療を要する傷害で、実治療日数30日以上のもの	7万円
7等級	1月以上の治療を要する傷害で、実治療日数7日以上のもの	5万円
8等級	1週間以上の治療を要する傷害	2万円

対象とならない事故

- 乳母車を押している場合や電動三輪車に乗っている場合の単独事故は歩行中の事故となるため、見舞金の対象となりません。
- 治療期間が1週間に満たない場合
- 交通事故との因果関係が不明な場合



見舞金の請求方法

- お住まいになっている市役所・町役場に問い合わせをし、請求手続きをしてください。請求書、診断書などの用紙は、市役所・町役場窓口にあります。

〈請求に必要な書類〉

- ①加入者証
 - ②交通事故証明書(写可)
 - ③医師の診断書(死亡の場合は死亡診断書または死体検案書)
(傷害の場合は組合指定の「様式第4号」または自賠償保険における診断書と診療報酬明細書の写(保険会社の原本証明要)のどちらか一方)
 - ④受取先口座の確認できるもの
 - ⑤死亡の場合は、除籍謄本および災害見舞金の請求者の戸籍謄本
- 上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

※医師の診断書に頸椎捻挫等と明記されているもの(通称むち打ち症)は、診断書の内容により5等級または4等級が限度となります。
※治療期間・日数および内容については、組合の定める基準となります。

交通遺児援助一時金

- 共済加入者である父または母が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子(遺児)に対し、一時金として**1人につき20万円**を支給します。

災害見舞金支払いの制限

- 自殺または故意による場合は、支払いません。
- 交通事故が天災等により発生したときや飲酒、無免許運転または重大な過失(著しい速度の超過など)により発生したときは、見舞金の全部または一部を支払いません。

交通事故にあったら

- 自転車事故など軽微な被害であっても、事故が起きたときは、ただちに警察署または最寄りの交番など関係機関に連絡し、事故の確認をしてもらってください。

交通災害共済Q&A



Q 修学、就労のため県外に居住している家族は加入できますか？

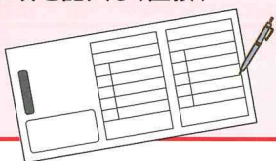
A 組合を組織する市町の住民基本台帳に記録されている方であれば加入できます。

Q 共済加入の手続き方法は？

A 自宅に届いた共済加入申込書(圧着はがき)の全面を開き、必要事項を記入。切り離さず掛金を添えて住所のある市役所・役場にて加入手続きをしてください。

金融機関窓口(県内福井銀行のみ)での掛金納付もしています。必要事項を記入し、直接、金融機関にご持参ください。

(金融機関窓口振込取扱は、10月末まで)



Q 自動車安全運転センターの交通事故証明書を交付してもらうには、どうすればいいのですか？

A 申請書は、自動車安全運転センターや最寄りの警察署窓口にありますので当該用紙で申請してください(なお、交通事故が自賠責保険等に関わっている場合、保険会社を通じて同証明書の写しを取得、提出してもかまいません)。

Q 共済見舞金は、治療中でも請求できますか？

A できるだけそのケガが治ってから請求してください。これは、有料である診断書などの枚数を減らすことで、加入者の皆さんのご負担を減らすためです。

ただし、次のような場合には、すぐに手続きしてください。

- ケガの程度が確定しており、見舞金の額がこれ以上上がる見込みがない場合
- ケガの完治を待っていたら、請求期間である2年を超えてしまいそうな場合



Q 歩行中、学生が運転する自転車とぶつかったのですが、対象になりますか？

A 対象になります。

Q マッサージ師、はり・きゅう師の治療は災害見舞金の対象になりますか？

A 事故後にかかった病院の医師の指示書または同意書があれば見舞金の対象になります。

Q 道路以外の学校の校庭や公園、駐車場等でおきた交通事故は対象になりますか？

A 道路はもちろんですが、不特定多数の者が行き交う場所での交通事故も対象になります。ただし、自転車の場合、交通手段として使用した事故に限ります。

Q 歩行中、車をよけようとしてケガをした場合は対象になりますか？

A 事故との因果関係を示す第三者による目撃証明書等があれば対象になります。



Q 車から降りようとした際、車が動き出してしまったことにより転倒し、ケガをした場合は対象になりますか？

A 対象になります。ただし、車が完全に停止していた場合は対象になりません。

令和2年度交通災害共済事業状況表

市町名	加入状況		見舞金支払件数及び支払額累計				遺児一時金		総支払額(千円)	掛金に対する支払比率
	加入者人数(人)	加入率	1,2等級支払件数	3~8等級支払件数	合計		件数	金額(千円)		
敦賀市	17,293	26.4%	2	72	74	6,380	0	0	6,380	73.8%
小浜市	10,550	36.1%	0	33	33	2,000	0	0	2,000	37.9%
大野市	17,025	51.5%	0	44	44	2,550	0	0	2,550	30.0%
勝山市	6,911	30.0%	0	14	14	910	0	0	910	26.3%
鯖江市	10,730	15.5%	1	53	54	3,900	0	0	3,900	72.7%
あわら市	10,251	36.6%	0	31	31	1,600	0	0	1,600	31.2%
越前市	27,518	33.5%	0	82	82	4,840	0	0	4,840	35.2%
坂井市	15,276	16.7%	1	62	63	4,460	0	0	4,460	58.4%
市計	115,554	27.4%	4	391	395	26,640	0	0	26,640	46.1%
永平寺町	7,550	40.9%	1	37	38	2,930	0	0	2,930	77.6%
池田町	1,639	64.5%	1	3	4	1,170	0	0	1,170	142.8%
南越前町	6,803	64.5%	0	9	9	510	0	0	510	15.0%
越前町	10,081	47.2%	2	25	27	3,500	0	0	3,500	69.4%
美浜町	3,379	36.0%	0	4	4	250	0	0	250	14.8%
高浜町	4,261	40.9%	0	13	13	630	0	0	630	29.6%
おおい町	2,699	32.7%	0	7	7	350	0	0	350	25.9%
若狭町	7,994	54.3%	0	17	17	1,080	0	0	1,080	27.0%
町計	44,406	46.4%	4	115	119	10,420	0	0	10,420	46.9%
計	159,960	30.9%	8	506	514	37,060	0	0	37,060	46.3%
金額合計(千円)			8,000	29,060		37,060				

交通災害共済加入申込書の記入例

交通災害共済加入のご案内

〒000-0000

〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇丁目〇〇番〇〇号

交通 太郎 様

印刷は、令和 4 年 〇 月 〇〇日 現在です。

※令和 4 年度の交通災害共済加入申込書です。

福井県市町総合事務組合 〇〇支部

〇〇〇〇〇
〇〇〇〇課

〇〇〇〇〇〇〇〇丁目1番1号
TEL:〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

①表面と②裏面をゆっくりはがしてください。

④ 福井県市町交通災害共済領収書 (加入者用)
(領収書をもって加入者証に替えるものとする)

住所・主名 〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 交通 太郎

加入希望者氏名

1	〇	交通 太郎
2	〇	交通 花子
3	〇	交通 一郎
4	〇	交通 二郎
5		
6		
7		

共済期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで
(中途加入：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで)

納付額 500円 × 3 人 = 1,500 円

加入者印

④ 福井県市町交通災害共済納入済通知書 (市町用)
(納入済通知書をもって加入申込書台帳に替えるものとする)

住所・主名 〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 交通 太郎

加入希望者氏名

1	〇	交通 太郎
2	〇	交通 花子
3	〇	交通 一郎
4	〇	交通 二郎
5		
6		
7		

共済期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日まで

納付額 500円 × 3 人 = 1,500 円

領収日付印

**「氏名」欄にのみ
このシールを貼ってください。**

個人情報保護シール

必要な方はこのシールを
「加入」欄の〇が見えるように
貼ってご提出ください

必要な方はこのシールを
「加入」欄の〇が見えるように
貼ってご提出ください

- ① 加入希望者に〇を記入してください。
- ② 納付額(加入人数・金額)を記入してください。

交通災害共済の加入方法

交通災害共済の加入申込書(兼納付書)は、
圧着はがきとなっています。

- 1 自宅に届いた加入申込書の全面を開いてください。
「氏名」欄に間違いがないか確認してください。
- 2 加入される方は、左右両方の太枠である「加入」欄
に、黒ボールペンで〇を記入してください。
記入の際、左右同じ番号の欄に〇をつけてください。
- 3 次に、はがき下の太枠「納付額」欄に、加入される
人数と掛金額を左右両方に記入してください。(掛金
は1人年額500円です。)
- 4 必要な方は、個人情報保護シール(左横)を使用
し、加入申込書の色のついた部分左右両方の「氏
名」欄に、「加入」欄の〇が見えるように貼付して
ください。
- 5 加入申込書は、左右を切り離さず掛金を添えて加
入手続きをしてください。